

第22期 第3回 筑前海区漁業調整委員会議事概要

1. 日時 令和3年9月9日(木) 13:53~15:30

2. 場所 福岡県庁 漁業調整委員会室(福岡市博多区東公園7番7号)

3. 出席者

筑前海区漁業調整委員会 委員 10名

4. 臨席者

福岡県農林水産部水産局漁業管理課 3名

筑前海区漁業調整委員会事務局 3名

福岡県水産海洋技術センター 2名

福岡県漁業協同組合連合会 1名

5. 議題及び議決内容

(1) 潜水器漁業の操業区域について(協議)

(説明)

漁業管理課から資料1に基づき、説明がなされた

(主な審議や意見)

委員: 漁業権漁場外でウニ等が生息しており、潜水器漁業の漁場として利用したいとのことだが、今後もそのような区域が増えていく可能性はあるのか

漁業管理課: 可能性はあると思っている

委員: 今後、漁業権漁場外で潜水器漁業の漁場として利用したいとの区域が出てきた場合は、各地区で協議して、調整がつけば、今回のように漁業調整委員会で審議することになるのか

漁業管理課: 漁業権管理委員会や関係する漁業の漁業種別協議会等と調整し、まとめれば、漁業調整委員会で審議することになる

(審議結果)

原案のとおり操業区域を承認することとなった

(2) 白島南島海域における潜水器漁業の許可について(協議)

(説明)

漁業管理課から資料2に基づき、説明がなされた

(主な審議や意見)

委員: 水温の低下により主漁場でウニがへい死したことによる代替漁場での操業ということだが、低水温でウニがへい死することは頻繁におこるのか、また、低水温がデータとして捉えられているか

水産海洋技術センター: 過去あまり例がなく、低水温というよりも、急激に水温が下がったという現象が捉えられている

委員: 許可期間は3年間ということだが、延長する可能性もあるのか

漁業管理課：潜水器漁業の主漁場の資源の回復状況をみながら判断するが、現時点では3年と考えている。

(審議結果)

原案のとおり、新規許可を承認することとなった

(3) 雑魚かご漁業の新規着業について (協議)

(説明)

漁業管理課から資料3に基づき、説明がなされた

(主な審議や意見)

特になし

(審議結果)

原案のとおり、新規着業を承認することとなった

(4) 自家用餌料用さんま流し刺し網漁業の共同漁業権内の操業承認について (協議)

(説明)

漁業管理課から資料4に基づき、説明がなされた

(主な審議や意見)

委員：自家用餌料用さんま流し刺し網の具体的内容を教えて欲しい

委員：延縄漁業の餌となるサンマを採捕する漁業で、獲ったサンマは売ってはならず、餌としてしか使えないため、自家用餌料用という名称がついている

委員：共同漁業権内の操業承認ということだが、共同漁業権外は既に許可が出ているということか

漁業管理課：この許可は本来共同漁業権外の操業であるが、一部条件を緩和して、共同漁業権内も操業できるようにしている

委員：補足すれば、延縄漁業をやるのは通常、漁業権外の沖合で、サンマが獲れるのも沖合であるが、沿岸の漁業権漁場内にサンマの群れが来ることがあるので、その時に対応できるように承認を受けるということである

(審議結果)

原案のとおり、承認することとなった

(5) アコヤガイの保護に係る委員会指示について (協議)

(説明)

事務局から資料5に基づき、説明がなされた

(主な審議や意見)

特になし

(審議結果)

原案のとおり、委員会指示を発出することが決定された

(6) 第22期第1回響灘連合海区漁業調整委員会について (報告)

(説明)

事務局から資料6に基づき、報告がなされた

(主な審議や意見)

特になし

(7) 第38回日本海・九州西広域漁業調整委員会について (報告)

(説明)

事務局から資料7に基づき、説明がなされた

(主な審議や意見)

委員：遊漁者による、くろまぐろの採捕を規制するということだが、遊漁者団体からは反発はなかったか

委員：会議に参加している遊漁者団体は、資源管理をやらなければいけないということは理解していた

委員：遊漁者の違反者へ裏付け命令を発出するという方針があるが、対象海域は広範囲になると思うが、実効的な監視体制はあるのか

事務局：当日の会議でも、委員から、指導や監視が行き届くのかという質問があり、水産庁は、国、県、漁協、遊漁団体等と協力しながらやっていくと回答していた

(8) その他

特になし